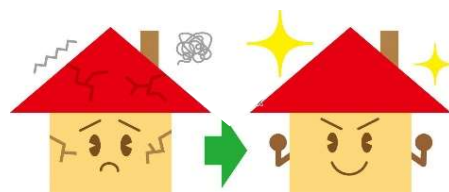


空き家・アパートも

補助対象になりました



令和6年度
嘉手納町住宅リフォーム支援事業

受付期間 2024年7月1日～2024年12月20日

(平日9時～16時) ※12時～13時を除く

本年度から申請書類が変わります。書類が揃った方から受付となりますので、チェック表(裏面)で必要書類のご確認をお願いします。書類精査の上、補助金交付決定を通知します。通知書を受け取ってから工事を行って下さい。詳しい内容はホームページ又は下記問合せ先でご確認下さい。

概要

予算(60件分)の範囲内で実施予定



対象住宅：①住宅、二世帯住宅、賃貸住宅及び空き家
②築後10年を経過していること
③嘉手納町内に定住が見込めること

住宅リフォーム工事を町内業者で施工する場合、補助対象工事1件につき10万円以上の工事で補助金は対象工事費総額の50%または、補助限度額の30万円のいずれか低い金額を交付します。

賃貸住宅については、1住戸当たりの限度額30万円×住戸数 → 1棟の補助限度額

- 店舗、事務所等の併用住宅の場合は、居住部分のみ対象
- 住宅所有者も居住対象者も住民基本台帳に記載されていること。
- 申請者及び同居者全員が市町村民税等を滞納していないこと。申請者と住宅所有者が異なる場合は、住宅所有者も滞納していないこと。
- 申請者が所有者と異なる場合は、承諾書や契約書等が必要になります。
- 施工業者は、町内に本社がある法人又は町内に住民登録をしている個人事業者で町税等を滞納していないこと。
- この支援事業は、今年度2月末日までに工事完了の実績報告が提出できる工事であること。
- この支援事業は、1住宅について一回の補助となります。
- 工事が始まっている又は完了している場合は申請できません。(工事着手前申請)

お問合せ窓口： 企画財政課 定住対策係 電話098-956-1111 (内線244)

チェック表

必要書類	補助対象者	
	住宅所有者	住宅所有者以外
<input type="checkbox"/> 住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)	○	○
<input type="checkbox"/> 住民票謄本(続柄 <input checked="" type="checkbox"/> あり、 利用目的:住宅リフォーム支援事業)	○	○
<input type="checkbox"/> 固定資産証明書及び固定資産税等の滞納無し証明 (住宅所有者以外は住宅所有者のもの)	○	○
<input type="checkbox"/> 滞納無し証明(市町村民税、国民健康保険税等)(申請者及び同居者全員)	○	○
<input type="checkbox"/> 借主の住宅リフォーム支援事業補助金工事承諾書(様式第2号)	借主の居住する部分について工事を行う場合 ○	
<input type="checkbox"/> 住宅所有者の住宅リフォーム支援事業補助金工事承諾書(様式第2号)		○
<input type="checkbox"/> 住宅所有者との関係を証する書類(賃貸借契約書や戸籍等)		○
<input type="checkbox"/> 住宅リフォーム工事計画書(様式第3号) <input type="checkbox"/> ① リフォーム工事見積書の写し <input type="checkbox"/> ② リフォーム工事前と工事後の図面及び案内図 <input type="checkbox"/> ③ リフォーム工事前の現場写真(住宅の全景、改修箇所等) <input type="checkbox"/> ④ 施工業者の本社所在地が証明できるもの (個人事業者は住民票抄本) <input type="checkbox"/> ⑤ 施工業者の滞納無し証明(法人税又は法人町民税) ※発行から3ヶ月以内(写し可)	○	○
<input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めるもの	町長が必要と認めたとき	

手続きの流れ

- ① 受付期間に、必要書類を嘉手納町役場へ提出してください。
予算の範囲内で実施予定です。
- ② 書類精査後嘉手納町から申請者へ「補助金交付決定通知書」を交付します。
交付後に、工事着手して下さい。※必要に応じて、工事着手前に現場確認を行います。
- ③ 工事完了後1ヵ月以内の実績報告書、領収書の写し、写真等を提出して下さい。
(変更する場合は変更申請をして下さい。)
- ④ 精査後、申請者へ「補助金交付確定通知書」を交付します。
- ⑤ 補助金交付請求書を提出して下さい。約1ヶ月内に申請者の口座へ振り込みとなります。

